

第3回太良町議会（定例会第2回）

令和6年6月7日～6月14日

議 案

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 8日間（6月7日～6月14日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 7	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	6. 8	土	休 会	—	
第 3 日	6. 9	日	休 会	—	
第 4 日	6.10	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	6.11	火	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	6.12	水	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 7 日	6.13	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	6.14	金	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目

6月7日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 報告第 1号 議案第30号～議案第41号 町長の提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第2号

第2日目

6月11日（火）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 4 名 ）

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第3号

第3日目

6月12日（水）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	一 般 質 問 （ 2 名 ）

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第4号

第4日目

6月14日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	報告第 1号 令和5年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 2	議案第30号 太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
日程第 3	議案第31号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第33号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第34号 太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	議案第35号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 8	議案第36号 令和5年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について
日程第 9	議案第37号 令和6年度太良町一般会計補正予算（第3号）について
日程第10	議案第38号 令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第39号 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）について
日程第12	議案第40号 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第13	議案第41号 令和6年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第14	閉会中の付託事件について

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	選 挙 第 1 号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について
追加日程第 2	意見書第 1 号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書 (案) の提出について

提 出 議 案 目 録

- 報告第 1 号 令和 5 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 3 0 号 太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 議案第 3 6 号 令和 5 年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の締結について
- 議案第 3 7 号 令和 6 年度太良町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 3 8 号 令和 6 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 3 9 号 令和 6 年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 0 号 令和 6 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 1 号 令和 6 年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

令和 6 年 6 月 7 日

太良町長 永 淵 孝 幸

追加提出議案目録

選挙第1号 太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について

意見書第1号 政治への信頼を取り戻すことを求める意見書（案）の提出について

上記のとおり

令和6年6月14日

太良町議会議長 江口孝二

議 員 派 遣 の 報 告

令和6年6月7日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和6年度市町村議会議員研修「新人議員のための地方自治の基本」

- (1) 目 的 地方議会議員が理解しておくべき地方自治に関する諸制度や基本的事項を講義や演習を通じて学ぶ。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期 間 令和6年5月8日～10日
- (4) 派遣議員 大鋸議員、森田議員

報告第1号

令和5年度太良町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和5年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修委託料	8,253,000	8,041,000		8,041,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修委託料	6,358,000	6,358,000		6,358,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修委託料	6,686,000	6,686,000		6,685,000			1,000
3	民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業（低所得世帯支援枠・2次分）	75,258,000	5,123,000		5,123,000			
3	民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業（低所得世帯支援枠・3次分）	31,408,000	10,013,000		10,000,000			13,000
3	民生費	2 児童福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業（こども加算分）	12,120,000	3,154,000		3,150,000			4,000
4	衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	118,385,000	612,000		604,000			8,000
6	農林水産業費	1 農業費	防災重点農業用ため池調査計画業務委託料	43,000,000	43,000,000		40,000,000			3,000,000
6	農林水産業費	1 農業費	広域農道舗装補修事業	85,000,000	34,000,000		16,453,000	16,400,000		1,147,000
6	農林水産業費	1 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	680,000	288,000					288,000
7	商工費	1 商工費	物価高騰対応重点支援事業（地域共通商品券給付事業）	43,381,000	41,132,000		34,743,000			6,389,000
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁調査設計委託料	20,233,000	2,300,000		1,378,000			922,000
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修事業	70,000,000	47,120,000		11,960,000			35,160,000
合 計				520,762,000	207,827,000		144,495,000	16,400,000		46,932,000

議案第30号

太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の制定について

太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

行政運営の簡素化や効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与するため、条例や規則において書面等により行うこととされている手続等のオンライン化に必要な事項を定めるため、この案を提出する。

太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 町の条例、規則その他の規程（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本町が処理することとされた事務について規定する佐賀県の条例及び規則をいう。
- (2) 町の機関等 地方自治法第2編第7章の規定に基づき設置される町の執行機関、町の議会、地方公営企業法第7条の規定により置かれる公営企業の管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (11) 電子情報処理組織 町の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもので別に定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で

定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等を行う者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもつ

て代えることができる。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち、当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等を行う者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条

例等の規定にかかわらず、町の機関等が、当該申請等を行う者による電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるもので、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政手続の公表)

第9条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術を活用した行政手続について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 3 1 号

太良町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

太良町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

太良町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に伴い、条文の整備を行う必要が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町行政手続条例の一部を改正する条例（案）

太良町行政手続条例（平成 8 年太良町条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

第 33 条第 4 項第 2 号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議案第32号

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

職員が養育する子の看護に係る休暇について、子の対象を小学校就学前まで
を中学校就学前までに改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第24条第5号中「小学校」を「中学校」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 33 号

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）に基づき、会計
年度任用職員に対して勤勉手当を支給したいので、この案を提出する。

別紙

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例（案）

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太良町
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第 3 4 号

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例(案)

太良町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和 3 年太良町条
例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によって定める総務省令
の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

議案第35号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて協議したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010012号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたため、この案を提出する。

議案第36号

令和5年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の
請負変更契約の締結について

令和5年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- | | | | |
|----------|--------------------------|----------------|-------------|
| 1 工 事 名 | 令和5年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事 | | |
| 2 契 約 額 | 変更前 | 金 | 57,200,000円 |
| | 変更後 | 金 | 59,242,700円 |
| | 変更による増額 | 金 | 2,042,700円 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 | | |
| 4 契約の相手方 | 住所 | 太良町大字大浦丙925番地7 | |
| | 氏名 | 株式会社川武潜水興業 | |
| | 代表取締役 | 川下淑子 | |
| 5 契約の期間 | 令和5年8月15日から令和6年7月31日まで | | |

（提案理由）

令和5年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事について、請負変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

選挙第1号

太良町選挙管理委員及び補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定に基づき、太良町選挙管理委員及び補充員を選挙する。

令和6年6月14日提出

太良町議会議長 江口孝二

1. 選挙管理委員 4人

氏名 井手カツ子

氏名 小川のち子

氏名 大江辰則

氏名 馬場順子

2. 補充員 4人

氏名 中島康子

氏名 杉田進

氏名 中川博文

氏名 岡靖則

意見書第1号

令和6年6月14日

太良町議会議長
江口孝二様

提出者	太良町議会議員	坂口久信
賛成者	〃	大鋸美里
〃	〃	森田政則
〃	〃	峰正雄
〃	〃	山口一生
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	所賀廣
〃	〃	川下武則

政治への信頼を取り戻すことを求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

別紙

政治への信頼を取り戻すことを求める意見書（案）

政治資金パーティーに関する収入の一部が政治資金収支報告書に記載されていないことや、議員側にキックバックし議員側も収支報告書に記載していないことが判明した。そのため、政治資金規正法違反として立件された事案や、いわゆる裏金疑惑が指摘されている事案が連日報道され、国民の間に政治に対する不信感が広がっている。

政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保することにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。しかしながら、この法の趣旨から逸脱した政治資金の取扱いが指摘され、政治のあり方さえも問われている今回の事態は、地方議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ない。

については、今国会において、政治資金規正法の改正が議論されているところであるが、改正法の実効性を早急に確保することと裏金問題の再発防止及び政治に対する国民の理解と信頼回復に向け真摯に取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月14日

佐賀県太良町議会

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
法務大臣	小泉龍司様

令和6年度太良町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度太良町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,385,687千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		740,172	544	740,716
	2. 国庫補助金	293,494	544	294,038
15. 県支出金		491,840	1,350	493,190
	2. 県補助金	216,199	1,350	217,549
18. 繰入金		1,777,760	45,919	1,823,679
	2. 基金繰入金	1,777,758	45,919	1,823,677
20. 諸収入		151,034	9,173	160,207
	5. 雑入	100,356	9,173	109,529
歳入合計		8,328,701	56,986	8,385,687

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		85,288	19	85,307
	1. 議会費	85,288	19	85,307
2. 総務費		2,518,875	△4,180	2,514,695
	1. 総務管理費	2,385,300	△4,113	2,381,187
	2. 徴税費	94,812	△212	94,600
	3. 戸籍住民基本台帳費	34,688	145	34,833
3. 民生費		1,979,141	14,712	1,993,853
	1. 社会福祉費	1,183,300	14,668	1,197,968
	2. 児童福祉費	795,839	44	795,883
4. 衛生費		829,856	21,019	850,875
	1. 保健衛生費	538,992	21,019	560,011
6. 農林水産業費		611,947	1,029	612,976
	1. 農業費	365,747	4,912	370,659
	2. 林業費	157,100	723	157,823
	3. 水産業費	89,100	△4,606	84,494

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		208,375	4,267	212,642
	1. 商工費	208,375	4,267	212,642
8. 土木費		582,594	△856	581,738
	1. 土木管理費	55,860	798	56,658
	2. 道路橋梁費	458,901	△1,654	457,247
9. 消防費		259,432	367	259,799
	1. 消防費	259,432	367	259,799
10. 教育費		713,419	20,561	733,980
	1. 教育総務費	104,338	1,352	105,690
	2. 小学校費	121,095	8,100	129,195
	4. 社会教育費	150,804	△2,765	148,039
	5. 保健体育費	252,035	13,874	265,909
12. 公債費		507,287	48	507,335
	1. 公債費	507,287	48	507,335
歳 出 合 計		8,328,701	56,986	8,385,687

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	740,172	544	740,716	
15. 県支出金	491,840	1,350	493,190	
18. 繰入金	1,777,760	45,919	1,823,679	
20. 諸収入	151,034	9,173	160,207	
歳入合計	8,328,701	56,986	8,385,687	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	85,288	19	85,307				19
2. 総務費	2,518,875	△4,180	2,514,695	1,350		4,000	△9,530
3. 民生費	1,979,141	14,712	1,993,853				14,712
4. 衛生費	829,856	21,019	850,875			22,500	△1,481
6. 農林水産業費	611,947	1,029	612,976			306	723
7. 商工費	208,375	4,267	212,642			1,500	2,767
8. 土木費	582,594	△856	581,738				△856

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	259,432	367	259,799			367	
10. 教育費	713,419	20,561	733,980	544		15,100	4,917
12. 公債費	507,287	48	507,335				48
歳出合計	8,328,701	56,986	8,385,687	1,894		43,773	11,319

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7. 教育費国庫補助金	257	544	801	1. 教育総務費補助金	544	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 (1/3)
計	293,494	544	294,038			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	26	1,350	1,376	1. 総務管理費補助金	1,350	さが暮らしスタート支援事業補助金 (3/4)
計	216,199	1,350	217,549			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	373,843	11,319	385,162	1. 財政調整基金繰入金	11,319	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,127,400	34,600	1,162,000	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	34,600	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,777,758	45,919	1,823,677			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4. 雑入	100,353	9,173	109,526	1. 消防団員退職報償金	367	消防団員退職報償金
				2. 雑入	8,806	森林整備担い手育成基金助成事業助成金 306 B & G財団助成金 7,000 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金 1,500
計	100,356	9,173	109,529			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	85,288	19	85,307				19	4. 共 済 費	19	共済組合負担金 16 共済組合事務費 3
計	85,288	19	85,307				19			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	351,903	△11,832	340,071				△11,832	2. 給料	△7,384	一般職給 (27人→25人)	△5,308
										再任用職給 (2人→1人)	△2,076
								3. 職員手当等	△2,850	扶養手当	396
										住居手当	294
										通勤手当	174
										通勤手当 (再任用職員)	27
										期末手当	△1,061
										期末手当 (再任用職員)	△238
										勤勉手当	△1,014
										勤勉手当 (再任用職員)	△204
								4. 共済費	△1,648	共済組合負担金	△1,249
										共済組合負担金 (再任用職員)	△162
共済組合負担金 (特別職)	19										
共済組合事務費	16										

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										共済組合事務費 (再任用職員) △5 共済組合事務費 (特別職) 3 社会保険料 (雇用保険料・再任用職員) △34 社会保険料 (その他・再任用職員) △236
								17. 備品購入費	50	庁舎用備品
4. 企画財政管理費	923,377	5,800	929,177	1,350		4,000	450	18. 負担金補助及び交付金	5,800	移住定住促進事業補助金 4,000 さが暮らしスタート支援事業補助金 1,800
5. 電子計算費	42,525	659	43,184				659	11. 役務費	659	通信運搬費
7. 財産管理費	6,198	1,260	7,458				1,260	14. 工事請負費	1,260	野崎分譲地法面保護工事
計	2,385,300	△4,113	2,381,187	1,350		4,000	△9,463			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費	54,180	△212	53,968				△212	1. 報酬	183	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	82	一般職給	
								3. 職員手当等	△507	住居手当	△408
										通勤手当	△224
										期末手当	19
										期末手当 (会計年度任用職員)	38
										勤勉手当	18
										勤勉手当 (会計年度任用職員)	34
4. 共済費	100	共済組合負担金	54								
		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	7								
		共済組合事務費	8								
		社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	2								
		社会保険料 (その他・会計年度任用職員)	29								
8. 旅費	△70	費用弁償									
計	94,812	△212	94,600				△212				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	34,688	145	34,833				145	2. 給料	88	一般職給	
								3. 職員手当等	38	期末手当	11
										勤勉手当	10
										退職手当組合負担金	17
4. 共済費	19	共済組合負担金	16								
								共済組合事務費	3		
計	34,688	145	34,833				145				

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	194,882	5,934	200,816				5,934	2. 給料	2,668	一般職給 (9人→10人)	
								3. 職員手当等	1,784	扶養手当	△78
										住居手当	150
										通勤手当	221
										期末手当	528
										勤勉手当	456
4. 共済費	710	共済組合負担金	688								
		共済組合事務費	22								
27. 繰出金	772	国民健康保険特別会計繰出金 (事務費等)									
5. 国民年金費	9,911	29	9,940				29	2. 給料	11	一般職給	
								3. 職員手当等	7	期末手当	3
										勤勉手当	2
										退職手当組合負担金	2
4. 共済費	11	共済組合負担金	10								
		共済組合事務費	1								

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
7. 地域支援事業費	74,792	8,705	83,497				8,705	2. 給料	4,267	一般職給 (2人→3人)	
								3. 職員手当等	3,084	扶養手当	300
										通勤手当	85
										期末手当	1,013
勤勉手当	875										
4. 共済費	1,354	退職手当組合負担金	811								
		共済組合負担金	1,334								
		共済組合負担金 (再任用職員)	6								
								共済組合事務費	14		
計	1,183,300	14,668	1,197,968				14,668				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 児童福祉総務費	273,789	44	273,833				44	2. 給料	11	一般職給	
								3. 職員手当等	7	期末手当	3
										勤勉手当	2
										退職手当組合負担金	2
4. 共済費	26	共済組合負担金	22								
								共済組合事務費	4		
計	795,839	44	795,883				44				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生総務費	91,820	△2,043	89,777				△2,043	2. 給料	△970	一般職給	
								3. 職員手当等	△812	扶養手当	△222
										住居手当	△34
										通勤手当	△171
期末手当	△208										
勤勉手当	△180										
退職手当組合負担金	3										
4. 共済費	△261	共済組合負担金	△272								
		共済組合事務費	11								
2. 予防費	64,304	23,972	88,276			22,500	1,472	11. 役務費	172	手数料	
								12. 委託料	22,738	定期予防接種委託料	22,546
										健康管理システム改修委託料	192
19. 扶助費	1,062	予防接種健康被害救済制度給付費									

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4. 環境衛生費	121,487	△910	120,577				△910	2. 給料	△532	一般職給
								3. 職員手当等	△336	扶養手当 42 通勤手当 20 期末手当 △149 勤勉手当 △148 退職手当組合負担金 △101
								4. 共済費	△42	共済組合負担金 △45 共済組合事務費 3
計	538,992	21,019	560,011			22,500	△1,481			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	23,980	64	24,044				64	4. 共済費	64	共済組合負担金 61 共済組合事務費 3
2. 農業総務費	38,439	△1,267	37,172				△1,267	2. 給料	△824	一般職給
								3. 職員手当等	△335	住居手当 102 通勤手当 86 期末手当 △174 勤勉手当 △193 退職手当組合負担金 △156
								4. 共済費	△108	共済組合負担金 △114 共済組合事務費 6
7. 農地費	126,106	6,115	132,221				6,115	2. 給料	3,333	一般職給 (2人→3人)
								3. 職員手当等	1,841	扶養手当 24 住居手当 △294 通勤手当 △72 期末手当 718

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
									勤勉手当	655	
									退職手当組合負担金	810	
								4. 共済費	941	共済組合負担金	927
										共済組合事務費	14
計	365,747	4,912	370,659				4,912				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

1. 林業総務費	14,501	112	14,613				112	4. 共済費	112	共済組合負担金	109
										共済組合事務費	3
2. 林業振興費	29,161	611	29,772			306	305	18. 負担金補助及び交付金	611	森林整備担い手育成基金助成事業費補助金	
計	157,100	723	157,823			306	417				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 水産業総務費	76,030	△4,606	71,424				△4,606	2. 給料	△2,276	一般職給	
								3. 職員手当等	△1,602	扶養手当	△360
										住居手当	267
										通勤手当	71
							通勤手当(再任用職員)	△35			
								期末手当	△563		
								勤勉手当	△550		
								退職手当組合負担金	△432		
								4. 共済費	△728	共済組合負担金	△736
										共済組合負担金(再任用職員)	5
										共済組合事務費	3
計	89,100	△4,606	84,494				△4,606				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	90,944	2,432	93,376				2,432	2. 給料	1,270	一般職給	
								3. 職員手当等	784	通勤手当	61
										期末手当	251
										勤勉手当	231
退職手当組合負担金	241										
4. 共済費	378	共済組合負担金	372								
		共済組合事務費	6								
3. 観光費	101,457	1,835	103,292			1,500	335	8. 旅費	85	普通旅費	
								10. 需用費	250	修繕料	
								18. 負担金補助及び交付金	1,500	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業補助金	
計	208,375	4,267	212,642			1,500	2,767				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	55,860	798	56,658				798	2. 給料	△334	一般職給
								3. 職員手当等	848	扶養手当 287 住居手当 255 通勤手当 369 期末手当 76 勤勉手当 △74 退職手当組合負担金 △65
								4. 共済費	284	共済組合負担金 278 共済組合事務費 6
計	55,860	798	56,658				798			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	33,045	△1,654	31,391				△1,654	2. 給料	△640	一般職給
								3. 職員手当等	△721	扶養手当 △480 通勤手当 △24 期末手当 △199 勤勉手当 △93 退職手当組合負担金 75
								4. 共済費	△293	共済組合負担金 △296 共済組合事務費 3
計	458,901	△1,654	457,247				△1,654			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 非常備消防費	69,735	367	70,102			367		7. 報償費	367	消防団員退職報償金
計	259,432	367	259,799			367				

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	103,040	1,352	104,392	544			808	2. 給料	530	一般職給	
								3. 職員手当等	393	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	△78 265 △139 145 99 101
								4. 共済費	237	共済組合負担金 共済組合負担金(特別職) 共済組合事務費 共済組合事務費(特別職)	217 13 6 1
								7. 報償費	130	特別支援教育研修講師謝金	
								8. 旅費	62	費用弁償	
計	104,338	1,352	105,690	544			808				

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	91,245	8,100	99,345			8,100		14. 工事請負費	8,100	学校施設整備改修事業
計	121,095	8,100	129,195			8,100				

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	52,704	△2,765	49,939				△2,765	2. 給料	△1,387	一般職給	
								3. 職員手当等	△804	扶養手当	188
										通勤手当	△147
										期末手当	△284
勤勉手当	△298										
4. 共済費	△574	共済組合負担金	△587								
		共済組合負担金(再任用職員)	7								
		共済組合事務費	6								
計	150,804	△2,765	148,039				△2,765				

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健体育総務費	89,724	3,901	93,625				3,901	2. 給料	1,914	一般職給 (3人→4人)	
								3. 職員手当等	1,238	通勤手当	96
										期末手当	412
										勤勉手当	345
4. 共済費	749	退職手当組合負担金	385								
		共済組合負担金	699								
		共済組合負担金 (再任用職員)	25								
		共済組合事務費	24								
2. 体育施設費	58,734	12,937	71,671			7,000	5,937	14. 工事請負費	13,300	B & G海洋センター体育館屋根防水改修工事	
								17. 備品購入費	△760	艇庫用備品	
								18. 負担金補助及び交付金	397	B & G財団器材整備負担金	

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3. 学校給食費	103,577	△2,964	100,613				△2,964	2. 給料	△1,269	一般職給	
								3. 職員手当等	△1,225	扶養手当	△120
										住居手当	△324
										通勤手当	△86
										期末手当	△342
										勤勉手当	△292
退職手当組合負担金	△61										
4. 共済費	△523	共済組合負担金	△524								
		共済組合事務費	1								
8. 旅費	3	費用弁償									
18. 負担金補助及び交付金	50	テールゲートリフター特別教育講習会参加負担金									
計	252,035	13,874	265,909			7,000	6,874				

(款) 12. 公債費 (項) 1. 公債費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 元金	493,145	48	493,193				48	22. 償還金 子及び割 引料	48	起債元金(経常的なもの)
計	507,287	48	507,335				48			

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	3		22,164	7,223 (3.40)	6,701	36,088	3,732	39,820	
	議員	11	33,324		10,859 (3.40)		44,183	9,448	53,631	
	その他	775	42,433				42,433		42,433	
	計	789	75,757	22,164	18,082	6,701	122,704	13,180	135,884	
補正前	長等	3		22,164	7,223 (3.40)	6,701	36,088	3,696	39,784	
	議員	11	33,324		10,859 (3.40)		44,183	9,448	53,631	
	その他	775	42,433				42,433		42,433	
	計	789	75,757	22,164	18,082	6,701	122,704	13,144	135,848	
比 較	長等							36	36	
	議員									
	その他									
	計							36	36	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	104 (81) [6]	159,372	383,224	350,664	893,260	166,508	1,059,768	
補 正 前	102 (81) [7]	159,189	384,666	349,832	893,687	165,717	1,059,404	
比 較	2 (0) [△1]	183	△ 1,442	832	△ 427	791	364	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,265	116,351	103,415	4,263	7,272	4,326
	補 正 前	15,366	116,352	103,734	3,990	7,272	4,014
	比 較	△ 101	△ 1	△ 319	273	0	312

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		26,807	22	573	72,370
	補 正 前		26,807	22	573	71,702
	比 較		0	0	0	668

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	104 [6]		371,806 [11,418]	286,763 [3,156]	658,569 [14,574]	123,564 [2,503]	782,133 [17,077]	
補 正 前	102 [7]		371,172 [13,494]	285,553 [3,606]	656,725 [17,100]	122,418 [2,896]	779,143 [19,996]	
比 較	2 [△1]		634 [△2,076]	1,210 [△450]	1,844 [△2,526]	1,146 [△393]	2,990 [△2,919]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,265 [0]	83,360 [1,310]	73,230 [1,121]	4,263 [0]	7,272 [0]	4,200 [126]
	補 正 前	15,366 [0]	83,161 [1,548]	73,379 [1,325]	3,990 [0]	7,272 [0]	3,880 [134]
	比 較	△ 101 [0]	199 [△238]	△ 149 [△204]	273 [0]	0 [0]	320 [△8]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		26,208 [599]	22 [0]	573 [0]	72,370 [0]
	補 正 前		26,208 [599]	22 [0]	573 [0]	71,702 [0]
	比 較		0 [0]	0 [0]	0 [0]	668 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は6人)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(81) 0	159,372		60,745	220,117	40,441	260,558	
補 正 前	(81) 0	159,189		60,673	219,862	40,403	260,265	
比 較	(0) 0	183		72	255	38	293	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		31,681	29,064			
	補 正 前		31,643	29,030			
	比 較		38	34			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は80人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	634 [△2,076]	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	634 [△2,076]		
職 員 手 当	1,210 [△450]	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	1,210 [△450]	扶養手当 △ 101 [0] 期末手当 199 [△238] 勤勉手当 △ 149 [△204] 住居手当 273 [0] 通勤手当 320 [△8] 退職手当組合負担金 668 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普通債	補正前 (A)	4,630,973	4,415,991	310,400	483,295	4,243,096
	補正 (B)		△ 6,400		48	△ 6,448
	補正後 (C)	4,630,973	4,409,591	310,400	483,343	4,236,648
(4)農林水産	補正前 (A)	74,146	70,775		16,474	54,301
	補正 (B)		△ 6,400			△ 6,400
	補正後 (C)	74,146	64,375		16,474	47,901
(9)その他	補正前 (A)	3,453,565	3,312,603	288,300	370,857	3,230,046
	補正 (B)				48	
	補正後 (C)	3,453,565	3,312,603	288,300	370,905	3,229,998
うち臨時財政対策債	補正前 (A)	1,719,138	1,546,678	7,000	172,222	1,381,456
	補正 (B)				48	△ 48
	補正後 (C)	1,719,138	1,546,678	7,000	172,270	1,381,408
2. 災害復旧債	補正前 (A)	70,939	69,545		9,850	59,695
	補正 (B)		△ 100			△ 100
	補正後 (C)	70,939	69,445		9,850	59,595
(1)農林水産	補正前 (A)	7,716	7,089		1,136	5,953
	補正 (B)		△ 100			△ 100
	補正後 (C)	7,716	6,989		1,136	5,853
合 計	補正前 (A)	4,701,912	4,485,536	310,400	493,145	4,302,791
	補正 (B)		△ 6,500		48	△ 6,548
	補正後 (C)	4,701,912	4,479,036	310,400	493,193	4,296,243

令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489,772千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		236,077	772	236,849
	1. 他会計繰入金	105,077	772	105,849
歳入合計		1,489,000	772	1,489,772

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		88,150	772	88,922
	1. 総務管理費	83,602	772	84,374
歳 出 合 計		1,489,000	772	1,489,772

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
10. 繰入金	236,077	772	236,849	
歳入合計	1,489,000	772	1,489,772	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	88,150	772	88,922			772	
歳出合計	1,489,000	772	1,489,772			772	

2 歳 入

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	105,077	772	105,849	4. 事務費等繰入金	772	事務費等繰入金
計	105,077	772	105,849			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	82,228	772	83,000			772		12. 委託料	772	電算システム改修業務委託料
計	83,602	772	84,374			772				

議案第39号

令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度太良町漁業集落排水事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	漁業集落排水事業費用	51,500千円	0千円	51,500千円
第1項	営業費用	45,620千円	△88千円	45,532千円
第3項	特別損失	1,858千円	△5千円	1,853千円
第4項	予備費	969千円	93千円	1,062千円

第3条 予算第6条（1）中「7,388千円」を「7,295千円」に改める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 6 年度 太良町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1	漁業集落排水事業費用		51,500	0	51,500	
	1	営業費用	45,620	△88	45,532	
		4 総係費	9,204	△88	9,116	
	3	特別損失	1,858	△5	1,853	
		3 その他特別損失	1,858	△5	1,853	
	4	予備費	969	93	1,062	
		1 予備費	969	93	1,062	
収益的支出合計			51,500	0	51,500	

令和 6 年度 太良町漁業集落排水事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 漁業集落排水事業費用		51,500	0	51,500			
1 営業費用		45,620	△88	45,532			
	4 総係費	9,204	△88	9,116			
					2 手当等	△89	扶養手当 △78 期末手当 △11
					3 賞与引当金繰入額	△5	期末手当分
					5 法定福利費		6 職員共済費 5 共済組合事務費 1
3 特別損失		1,858	△5	1,853			
	3 その他特別損失	1,858	△5	1,853			
					1 その他特別損失	△5	令和6年6月支給分の4ヶ月分 (賞与引当金相当額)
4 予備費		969	93	1,062			

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
	1 予備費	969	93	1,062			
					1 予備費	93	
	収益の支出合計	51,500	0	51,500			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員		1		3,318	2,889	6,207	1,088	7,295
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		3,318	2,889	6,207	1,088	7,295
補正前	損益勘定支弁職員		1		3,318	2,988	6,306	1,082	7,388
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		3,318	2,988	6,306	1,082	7,388
比 較	損益勘定支弁職員		0		0	△ 99	△ 99	6	△ 93
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	△ 99	△ 99	6	△ 93

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	240		1,823		195	631		2,889
	補正前	318		1,844		195	631		2,988
	比 較	△ 78		△ 21		0	0		△ 99

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	△99	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△99	扶養手当 △78 期末勤勉手当 △21	

議案第40号

令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度太良町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度太良町簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	112,000千円	0千円	112,000千円
第1項	営 業 費 用	95,191千円	26千円	95,217千円
第4項	予 備 費	15,027千円	△26千円	15,001千円

第3条 予算第6条(1)中「19,567千円」を「19,593千円」に改める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 6 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			112,000	0	112,000	
	1 営業費用		95,191	26	95,217	
		2 配水及び給水費	22,759	16	22,775	
		4 総係費	13,077	10	13,087	
	4 予備費		15,027	△26	15,001	
		1 予備費	15,027	△26	15,001	
収益的支出合計			112,000	0	112,000	

令和 6 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明	
1 事業費		112,000	0	112,000				
1 営業費用		95,191	26	95,217				
	2 配水及び給水費	22,759	16	22,775				
					3 賞与引当金繰入額	2	法定福利費 (期末・勤勉手当分)	
					4 法定福利費	14	職員共済費	12
							共済組合事務費	2
	4 総係費	13,077	10	13,087				
					3 賞与引当金繰入額	1	法定福利費 (期末・勤勉手当分)	
4 法定福利費					9	職員共済費	8	
						共済組合事務費	1	
4 予備費		15,027	△26	15,001				
	1 予備費	15,027	△26	15,001				

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
					1 予備費	△26	
収益の支出合計		112,000	0	112,000			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	9,511	7,092	16,643	2,950	19,593
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	9,511	7,092	16,643	2,950	19,593
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	9,511	7,092	16,643	2,924	19,567
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	9,511	7,092	16,643	2,924	19,567
比較	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	26	26
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	0	0	0	26	26

手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	318		3,926	134	600	1,808	306	7,092
	補正前	318		3,926	134	600	1,808	306	7,092
	比較	0		0	0	0	0	0	0

議案第41号

令和6年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度太良町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	52,400千円	0千円	52,400千円
第1項	営 業 費 用	47,943千円	△651千円	47,292千円
第4項	予 備 費	2,355千円	651千円	3,006千円

第3条 予算第6条(1)中「14,952千円」を「14,301千円」に改める。

令和6年6月7日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 6 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			52,400	0	52,400	
	1 営業費用		47,943	△651	47,292	
		2 配水及び給水費	19,762	9	19,771	
		4 総係費	10,862	△660	10,202	
	4 予備費		2,355	651	3,006	
		1 予備費	2,355	651	3,006	
収益的支出合計			52,400	0	52,400	

令和 6 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		52,400	0	52,400			
1 営業費用		47,943	△651	47,292			
	2 配水及び給水費	19,762	9	19,771			
					3 賞与引当金繰入額	1	法定福利費(期末・勤勉手当分)
					4 法定福利費	8	職員共済費 共済組合事務費
							7 1
	4 総係費	10,862	△660	10,202			
					1 給料	△55	企業職給
					2 手当等	△431	期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 扶養手当
							△91 △13 △11 △378

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
							通勤手当 62
					3 賞与引当金繰入額	△36	期末手当分 △27
							勤勉手当分 △2
							法定福利費 (期末・勤勉手当分) △7
					4 法定福利費	△138	職員共済費 △139
							共済組合事務費 1
4 予備費		2,355	651	3,006			
	1 予備費	2,355	651	3,006			
					1 予備費	651	
収益の支出合計		52,400	0	52,400			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員		2		7,163	4,957	12,120	2,181	14,301
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,163	4,957	12,120	2,181	14,301
補 正 前	損益勘定支弁職員		2		7,218	5,417	12,635	2,317	14,952
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,218	5,417	12,635	2,317	14,952
比 較	損益勘定支弁職員		0		△ 55	△ 460	△ 515	△ 136	△ 651
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		△ 55	△ 460	△ 515	△ 136	△ 651

手 当 の 訳 内	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	0		2,858	137	600	1,362		4,957
	補正前	378		2,991	75	600	1,373		5,417
	比 較	△ 378		△ 133	62	0	△ 11		△ 460

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 55	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 55	給与	△ 55
職 員 手 当	△ 460	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 460	期末手当 △ 118 勤勉手当 △ 15 退職手当組合負担金 △ 11 扶養手当 △ 378 通勤手当 62	